

平成21年（ネ）第5763号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求控訴事件

控訴人 山田稔 外12名

被控訴人 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

「平成22年9月8日付文書提出命令の申立て書」に対する意見書

平成22年9月13日

東京高等裁判所第20民事部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



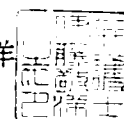
同 弁護士 大 塚 陽 介



同 弁護士 辻 崇 成



被控訴人訴訟復代理人弁護士 伊 藤 敬 洋



第1 申立の趣旨に対する意見

本件申立を却下する

との決定を求める。

第2 控訴人ら文書提出命令申立に対する意見

1 対象文書の不存在

- (1) 文書提出命令が発令されるには、当然のことながら、ア. 文書提出命令の申立対象となる文書（以下、「対象文書」という）が存在し、イ. 当該対象文書を申立に係る対象者が所持していることが要件となる。
- (2) この点、控訴人らは、「平成22年9月8日付文書提出命令の申立て書」において、対象文書として「被控訴人職員が雑誌『生物と化学』に発表した『抗菌蛋白質ディフェンシンの多様な機能特性』と題する論文（甲3号証）中に『研究が進められている』と記述されているディフェンシ耐性菌の出現頻度に関する比較解析研究結果が記載されている同人ら作成のすべての論文、資料、研究・実験ノート等（複写物でも可）」の提出を求めている。
- (3) しかしながら、本日、被控訴人より提出した「平成22年9月13日付連絡書」記載のとおり、そもそも、被控訴人は、控訴人ら指摘に係る「ディフェンシン、抗生物質および農薬の有効成分を用いた耐性菌の出現頻度の比較解析研究」を実施しておらず、当該「比較解析研究結果が記載されている同人ら作成のすべての論文、資料、研究・実験ノート等」は存在しない。
- (4) よって、今般、控訴人らが対象文書とした文書は存在せず、もちろん、被控訴人はこれを所持していない以上、文書提出命令の申立ては却下されなければならない。

2 民事訴訟法 220 条第 3 号に該当しないこと

- (1) 前記のとおり、「控訴人らが対象文書とした文書は存在せず、被控訴人においてこれを所持していないこと」のみをもって、文書提出命令の申立ては却下を免れないが、今般、控訴人らが対象文書とした文書は、同人らが「文書提出の原因」として挙げる民事訴訟法 220 条第 3 号にも該当しないので、念のため、この点を詳述する。
- (2) 東京地方裁判所平成 11 年 6 月 21 日決定は、民事訴訟法 220 条第 3 号が掲げる文書につき、「そこにいう「**挙証者の利益のために作成され**」た文書とは、**挙証者の地位、権利又は権限を直接証明し、又は基礎付ける**ものであり、かつ、そのことを目的として作成された文書をいうものと解される」と判示する。
- (3) すなわち、民事訴訟法 220 条第 3 号に該当する文書であるためには、文書提出命令申立者の「**地位、権利又は権限を直接証明し、又は基礎付けるもの**」であり、且つ、「そのことを目的として作成された文書」でなければならない。
- (4) しかしながら、前記「**比較解析研究結果が記載されている同人ら作成のすべての論文、資料、研究・実験ノート等**」は、一定の研究結果から得られた学術的な成果を、自己やその所属する研究機関の目的のために、検証し、まとめ、整理した文書等に過ぎないことから、
ア 何ら、控訴人らの「**地位、権利又は権限を直接証明し、又は基礎付けるもの**」ではないし、
イ 控訴人らの「**地位、権利又は権限**」を「**直接証明**」するためや、「**基礎付ける**」ために作成された文書でもない。
- (5) したがって、控訴人らが対象文書とした文書は、同人らが「文書提出

の原因」として挙げる民事訴訟法220条第3号にすら該当しないことから、いずれにせよ、文書提出命令の申立ての却下は免れ得ない。

以上